



12号

2010年

6月26日

巻頭言 「親子ネットのいま、そして、これから」

先日、『週刊SPA』の編集部から取材を受けました。企画全体の中の一つのエピソードという扱いなので、字数こそ少ないのですが、DV法による保護措置を悪用した母親による父子「引き離し」の発生と、その後の「引き離し」親による親権獲得という「やった者勝ち」の構造について、おそらく日本のメディアとしては初めて言及した内容になっています。

また、高所得世帯の主婦をターゲットとした女性ファッション誌『VERY』6月号には、元ニュースキャスターである政井マヤさんとの対談コーナーで、写真入りで3ページに渡って、ハーグ条約と離婚後の親子問題が取りあげられました。親子ネット運営委員で会報『引き離し』編集員の鈴木さんが撮影と対談に参加されましたが、対談の内容を原稿にする際に、見出しのリード文も含めて2度の校正を鈴木さん自身がチェックした結果、刊行された掲載記事は、「引き離し」問題の本質と親子ネットの立場が、最も正確に伝えた内容になっています。

これらの記事は、新聞やテレビの報道には馴染みのない人々の目にも触れることになりそうですから、私たちの運動の広がりを、質的にも量的にも促進する力になるでしょう。

国会チームでは、参院選を前に全議員を対象としたアンケートを開始、9月には親子の心理に焦点を当てた国会勉強会が企画されています。また同じ9月には、第二回総会と300人規模の「トークバトル」集会とデモが、「大規模集会チーム」を中心に企画されています。

会員も運営委員も着実に増え、多様な才能のある方が集まっています。祖父母の立場や子どもの立場から親子ネットに参加される方も現れてきました。

「法制審議会」と棚瀬先生の共同による法案作成運動から、定例会のビデオ上映・検討会を端緒とした「離婚と子ども研究会」による本質的な心の問題の科学的な整理とその普及活動へと、私たちの運動も質的な変化を遂げようとしています。

7月には、親子ネットも結成から2周年です。誰よりも子どもたちの未来のために、私たちの持つ力を結集して、この国の歴史の歩みを進めてゆきましょう。(代表 河邑肇)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org

HP: <http://oyakonet.org/>

会員 入会金 500円 ・ 会費 2000円 郵便振替 00100-9-565411

加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

離婚裁判傍聴記

4月下旬に東京近郊の家裁で会員の本人尋問があり、本人のご両親、弟さんの他、10名ほどの親子ネット関係者も応援のために傍聴しました。以下に本人尋問の様子と、そこから筆者が感じた点を記します。

原告(夫)は、現在別居中の妻から数年に渡って父子引き離しなどの嫌がらせを受けてきました。引き離し期間中に面会交流の申立てを行い、試行面接も行われましたが、相手方の洗脳による拒否反応のため、子供との交流は殆ど行えない状況です。このままでは父子の関係の修復は不可能との判断で、親権、監護権を争点とした離婚裁判を起こしたものです。

原告への尋問では、原告代理人は夫婦間の葛藤と父子の交流状況の時系列的な比較により、引き離しの事実を明らかにした上で、父子関係の解決策を主張しました。一方、被告代理人は引き離しの原因を原告のDVとして、暴力や嫌がらせ行為の有無を執拗に質問しました。被告への尋問でも、被告代理人は原告のDVについての質問を繰り返しました。被告は具体的な証拠を示すことなく、「体当たりで玄関まで飛ばされ」「命の危険を感じた」など、主観的で誇張した発言が目立ちました。これに対して原告代理人は、日時が判明している夫婦喧嘩当日の天候など、被告の発言と矛盾する事実を証拠提出し、被告発言の虚偽を証明していきましました。被告の主張の矛盾点が明らかになる度に、傍聴席から失笑が漏れることもありました。

裁判の最大の目的である父子の交流回復については、原告が共同監護に繋がるような積極的で人道的な提案をしたのに対して、被告は「子供が嫌がっている」に終始しました。

裁判官は被告が作成した嫌がらせの張り紙などに、「DV被害と言いながら、逆なでする気持ちが分からない」と興味を示しましたが、面会交流に関する発言はなく、最終準備書面提出後に次回で結審との予定を話して終了となりました。

被告の虚偽発言が明らかとなって、心証的には原告が有利になったと思われます。しかし、既に数年間に渡る引き離しの現状と被告の拒絶姿勢を考えると、親権・監護権はもとより、父子の面会交流が円滑に進んでいくのか、問題は残されたままです。原告父子が十分な交流を回復し、幸せな父子に戻るまで、今後も支援していきたいと思います。

原告さん、頑張ってください！



前述しました本人尋問の傍聴から、筆者が感じた裁判での心構えをまとめます。離婚理由、引き離し状況は一人一人異なりますから、今回の事例での対応が、全ての例に当てはまる訳でないこと、あくまでも筆者の個人的感想であることを理解した上でお読みください。

(1) 絶対に嘘はつかない。

特にモラハラ事案では、具体的な証拠がないことが普通で、被害側は少しでも大きく、加害側は小さく見せようとしています。しかし、関連する質問の間にも、論理に綻びが出てきます。今回も被告の主張する暴力の状況が尋問中に大きくブレて、墓穴を掘った印象です。

(2) 具体性の高い証拠を大切に。

今回は被告の主張する喧嘩当日の天候と実際の気象データが大きく異なることで、信憑性が疑われることとなりました。民事法廷では、原被告双方がどう感じたかが重要な要素として扱われますが、虚偽の主張に対しては、具体的な証拠は強い武器になります。周辺情報をきちんと整理しておくことは有効だと感じました。

(3) 有効な証拠は小出しに。

調停では証拠類を相手方には見せずに示すことが可能ですが、裁判では全てを見せ合うことになります。結審までには何回も準備書面での主張が繰り返されますから、すぐに対抗したくなります。しかし、決め手となる証拠を早くから示すと、対抗策を練られることもあります。

(4) 大人としての冷静な対応を。

相手への感情から、相手への非難になってしまうのは仕方ないことですが、「子供の幸せ」を主張する親権・監護権・面会交流権の答弁では、努めて冷静に相手方の親としての権利への配慮も必要ではないかと感じました。今回、原告が共同監護につながる提案をしたのに対して、被告が「子供が会いたがらない」との発言に終始したことを見比べて、再認識しました。

裁判結果は裁判官の心証で決まるものですから、意に添う結果になるとは限りません。しかし、相手方の虚偽や非常識な行為が認められて、不利になることは避けなければなりません。そのためにも、感情的に相手を非難するのではなく、相手の行為と、それによる子供への影響を、嘘をつかずに冷静に主張することが大切だと、今回の傍聴で強く感じました。

(印旛 一帆)



離婚家庭支援の現在

子どもは...

家のモノでも親のモノでもありません

味沢道明（日本家族再生センター）

日本では離婚が容易くできてしまいます。夫婦がサインして判子をつき、保証人のサインと判子がもらえれば、後は役所に提出するだけでほとんど受理され離婚が成立してしまいます。子どもがいれば親権をどちらが取るかということで、片方の親のみ親権がとれる、いわゆる単独親権制です。両者が合意さえすれば状況はどうであっても離婚となり、子どもはどちらかの親のみの子どもとなります。子どもの意思とか福祉的観点からの確認などは一切ありません。

日本がこういう制度であるのは、家族は家長のものであって国家は介入しないという旧来の価値観があるからでしょうか。嫁はもらうもの、子どもは作るものであって、家長の所有するモノなのでしょう。江戸時代まかり通った姦通罪は、妻の肉体は夫の所有物であって、それを勝手に使う事権利は妻自身にも夫以外の男にもない、という概念がそれを物語っています。

江戸を遠くはなれた現代でも「家」制度は人々の心の中に生きています。家を継ぐ、息子がいないので家名が絶える、娘を嫁にやる、入籍を済ませる、家の恥、など等。所詮家制度は一時代一地方の血族によるコミュニティーシステムにすぎなくて、人類の家族のあり方、コミュニティーシステムの多様性からみれば、ほんの一例なのですが、その中で暮らしていると、それがすべてであるかのごとく信じ込んでしまいます。

子どもは家のものという意識もまだまだ強く、親は離婚に際して子どもをどちらが取るかという選択が出来ますが、子どもはどちらの親を選ぶかという選択権はありません。

欧米の個人主義的な価値観が正しいとか進んでいるとは必ずしも思いませんが、人権や福祉とかいう国際的な流れの中で私たち日本人が生きていこうとするなら、個人の人権という国際標準を無視して生きていく事は出来ません。

子どもが親と別れさせられるという、拉致、誘拐のような現実がたとえ片方の親の意思であっても、あってはならない事、というのは世界標準であり子どもの権利条約で謳われている事実です。

こんな制度的な不備、家族意識の囚われにフォーカスしないで、単に相手の言動に問題の原因のすべてを転嫁するのは乱暴な話しですが、その乱暴な話しに加担するのが弁護士であって、弁護士の仕事を調整するのが司法判断かもしれません。これでは結局なんも解決しませんよね。

相手方の不誠実や悪意ととらえるのではなく、制度的意識的問題として離婚や親子関係の問題を理解するのも大切かもしれません。私はこんな考えに基づいてビジテーションサポートとして、親子の面会のお手伝いをさせていただいています。

離婚の子ども (Children of Divorce) の声を聴く！

～離婚を経験した人の声を聴くことから親子関係を考える～

平成 22 年 4 月 25 日(日)

主催 心の絆を大切に作る会(シンポジウム実行委員会)

都内の日本図書館協会会館で行われたシンポジウムに参加させていただいた。

私自身、二人の我が子に親の離婚を経験させてしまおうとしており、実際に経験をした当時のお子さんが、大人になった今、親の離婚をどう捉えているのかとても興味深いテーマだ。

当日のスケジュールは次の通り。

第一部 10時～13時

1. 基調講演：「子どもの視点から離婚後の親子関係を考える」(棚瀬一代教授)
2. 基調報告：「親の離婚を経験した人の声を聴く」 報告者 4 名(男性 2・女性 2)

第二部 14時から16時

3. パネルディスカッション
(棚瀬一代教授、報告者 4 名、心理士 1 名)
4. 離婚の子ども (Children of Divorce) からのアピール

基調講演では、共同監護について、世界各国の動きの中で、日本が今どのような状態にあるのか、そして、今後どの方向に進むべきかについて、単独監護の背景にある考えや、共同監護の背景にある考えが紹介された。さらに、実証研究の成果を歴史的変遷に沿って解説した後、離婚を経験した子どもが様々な変化にどう適応していくかについて、諸外国の研究成果を紹介し、離婚が子どもに与える悪条件とは何かを明らかにしていった。

子どもが離婚を経験しても尚、環境に適応することを、「ウェルビーイングが高い」と言い、説明なしの別居 監護親の不適応 片親疎外 転居・転校 監護親長時間就労による二重の喪失体験 学校、家族などのサポートの薄さ 両親間の高葛藤の板挟み が多いほど子どもに悪影響がある

ことが研究から明らかになっている。

特に片親疎外がもたらす悪影響については、このプロセスに寄与する背景要因と媒介変数とを、子を取りまく人間関係から分析し、片親疎外のもたらす子どもへの影響を解説し、両親とのポジティブな交流がいかに大切かを示す結論へと導いた。

基調報告では、離婚を経験した子どもがその環境から受けるネガティブな変化とポジティブな変化のうち、逆境をはねのける力(レジリエンスが高いという)を發揮し、いずれもよい方向へと適応していく過程が紹介されたが、積極的な交流をすることの出来なかった親とは、絆が絶たれたまま大人になってしまい、もうその関係は取り戻せないことが示されたように感じた。

高葛藤を乗り越えるためには、両親への教育プログラムしか方法はなく、日本ではこのための準備はとても遅れている。

第二部では、離婚を経験した子どもたちにとって、同情されること自体が差別であり、親は親の責任をまっとうして欲しいというメッセージを強く感じた。

子のトラウマ体験を作り出さないためにも社会が変わらなければならない。

日本での親子交流が世界から 100 年以上遅れている原因は様々に考えられるが、日本における母子の密着と世間の目線が特有の現象のようだ。

「お受験」、「亭主元気で...」、など、母子の蜜月な関係も頭をよぎる。

子の目線に立ち、影響を最小限に抑えることが重要であることに気づきさえすれば、「引き離し」の罪悪に気付くはずである。

(埼玉県在住 横田 明弘)

当事者に贈る一冊

『離婚で壊れる子どもたち ~心理臨床家からの警告~』 棚瀬一代著

離婚後の片親不在や、片親疎外の中で育った子どもが、その後どのように発達していくか、日本では専門家の間でも真正面からとりあげられることはなかった。本書は米国の実証研究や著者の臨床経験がもとにされており、子どもの最善の利益は万国共通であることを「科学として」論じている。引き離された当事者が感じるように、「親子交流の継続性」こそが「子どもの福祉」に適うのであって、会わせないと主張する未熟な監護親の自己本位な言い分を尊重し、別居親と子の交流を制限する裁判所の振る舞いは、別居親と子どもとの絆の形成という視点からは取り返しのつかない誤りを犯していることを、臨床事例で明確にしている。大きくなってから急に親子の交流を始めても、どこかよそよそしい親子関係しか築けないのに、それで仕方なしとする日本の現状は、如何に子どもの成育にとって危険であるか警鐘を鳴らしているのである。

私も一人の当事者として3回読んでみて、自分なりに大胆にキーメッセージを推測してみたので以下に書き留めてみたい。本書は、子どもと引き離されている当事者だけではなく、監護親、裁判所関係者、弁護士、学校関係者などにも、先入観を捨てて是非素直な気持ちで読んでもらいたい一冊である。

【子どもに会えない/会っていない親へのメッセージ】

子どもの年齢ごとに細かに分析してみても、何歳であっても、密接な親子交流こそが人としての成長基盤であることはゆるぎない(第2章参照)。だからこそ、それは絶対に欠かしてはならない。子どもがどんな反応をしようとも、そしてどんな障害があろうとも、親の責任として、子どもに愛情を示す努力を続けるべきである。

【子どもをもう片方の親に会わせていない監護親へのメッセージ】

「離婚は夫婦の別れ」であって決して「親子の別れ」ではないこと、そして「親の思い」と「子どもの思い」は決して同一でないこと、こうした単純なことをまず素直に受け入れなければならない。正義感・道徳観が発達してくる児童期に子どもの心性を利用して味方に取り込み引き離しを強化することは、子どもにとって不幸というだけではない。他方の親を子どもの世界から排除するならば、やがて子どもが青年期になった時に、自分を片親から疎外させた親に嫌気がさし、良い関係を維持できなくなることに繋がっていく。結果として、自分をも不幸にすることに気づいて欲しい。

最後に一言。もし、『頻繁かつ継続的な親子交流が、子どもを不幸にする』という、説得力ある研究成果があるなら、私はそれを聞いてみたい。

(藤田 尚寿)



「Left Behind Parents Japan 代表よりご挨拶」

私が何故 Left Behind Parents Japan を作ったかという、私自身が当事者であり、国際間で子供を連れ去られた人達のために何か役に立てないのかと考えたからです。

元夫の手によって、たった一人の息子をカナダから日本に連れ去られ、自分の母国日本で子供を捜す手立てがなく途方に暮れていました。そして初めて日本の家族法が海外に比べてあまりにも遅れていることを知ったのです。

自分の生まれ育った日本、それなのに私には何もかも理不尽に思われました。それが日本語も解らない外国人だとしたらどうなるのでしょうか。子供を捜しに、又は会いに来日した場合どうするのでしょうか。

そういう人達のために助けになればと思い活動を始め、Left Behind Parents Japan を立ち上げました。

今では会員も66人となり、ヨーロッパ、アメリカなど世界中からメールや相談が来ます。

子供を捜しに来たスペイン人のお父さんからは、メモを片手に相談を受けました。そして彼の持っていた情報で一緒にインターネットで検索をしたところ、息子さんの現住所などが分かりました。その時の彼の喜んだ顔は、今でも忘れられません。現在も週に1回電話をかけてきます。絵ハガキも送ってきてくれます。

国境を越えても、親の子供への愛は同じです。今までと同様に私は当事者のためにも活動を続けていきます。

Left Behind Parents Japan
代表 明尾 麻紗子



【手帳にメモして】

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク(親子ネット)定例会

日時：7月3日(土) 13:00～18:00

場所：中央大学後楽園キャンパス

問合せ：TEL&FAX 047-342-8287 (スタジオZ)

親子ネットNAGANO種族会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30

変更の際は事前にブログ等でお知らせします。

場所：親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または、電話相談

(スカイプ対応)も可能。出張種族会の種族会可。

種族料：無料、ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える

場合は1時間毎に500円の加算。子どもからの相談は運営協力費は不要です。

会員に関しては一律1,000円の運営協力費をいただきます。

24時間までに予約をお願いします。

我が子に会いたい親の会 総会・公開勉強会

《親子の引き離し問題と、支援体制の構築..将来を見据え、今あるべき支援体制を考える》

日時：7月10日(土) 14:00～17:00

場所：文京区立アカデミー茗台(めいだい) 7階 学習室A

参加費：1,000円

問合せ：<http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html>

くになちこ子どもの交流を求める親の会定例会

日時：自助活動:毎月第1木曜日、

会議:毎月第3木曜日 19:00～

場所：国立市 スペースF(国立市中3-11-6)

問合せ：042-573-4010(スペースF内)

SOS!会えない親子のホットライン

別居・離婚で子どもに会えなくなった親、親に会えなくなった子どもの相談に応じます。相談無料,秘密厳守。

日時：第1・第3木曜日 16:00～19:00

問合せ：042-573-5791(くになちこ子どもの交流を求める親の会)

【活動日誌】

4/22 親子ネット運営委員会&定例会

5/3 中部・共同親権法制化運動の会 ミーティング&街頭活動

5/8 我が子に会いたい親の会 第38回定例会

5/16 親子ネット定例会(ビデオ上演)

5/30 親子ネット定例会(ビデオ上演)

6/5 我が子に会いたい親の会 第37回定例会

6/12 親子ネット運営委員会

6/16 国会議員アンケート印刷・作成

6/17 国会議員アンケート配布

6/19 親子ネットNAGANO「離婚と親子」オフィスアワー(カウンセリング)

6/20 親子ネット関西 第14回定例会

6/20 共同親権の会 渋谷デモ行進

【マスコミ】

4/24 投稿「家裁の使わない最高裁作成のDVDは誰のため？」(ジャパンタイムス)

5/7 耕論オピニオン「国際離婚 子の連れ去り 離婚後の交流 自然な社会に」(朝日新聞)

5/7 女性月刊誌に「ハーグ条約」特集(「VERY」6月号)

5/10～14 シリーズ記事「親子が別れる時 離婚を考える」(毎日新聞)

5/15 日弁連シンポジウム「離婚後の子どもの幸せのために～面会交流、養育費を中心として～」

5/16 「離婚体験談を募集」(毎日新聞)

5/21 特報首都圏「離婚は『親子の別れ』か」(NHK総合)

5/21 クリントン米国務長官、岡田外相にハーグ条約の早期加盟を要望(時事ドットコム)

5/24 プレス・カンファレンス「離婚後の親子の絆の破壊」(外国人記者クラブ)

5/24 投稿「育児に父も 共同親権認めて」(朝日新聞)

5/25 「国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)」に関するアンケートの実施について(外務省HP)

5/28 取材記事「離婚後の親子交流/子どもの発達上の問題防く」棚瀬一代(神戸新聞)

6/8 NEWS ゆう+「単独親権を取り巻く問題と立ち上がる共同親権運動」(朝日放送)

6/10 「離婚後、子と会う権利を 京からも制度化請願」(京都新聞)

6/29 「週刊SPA」30ページ 親子ネット代表が語る、DV法悪用の事例紹介記事

【編集後記】

「引き離し」編集委員の顔ぶれが変わりました。

一緒に活動している仲間にも、ある日突然予期せぬ変化が訪れることがあります。事態が好転したならともに喜び、活動から卒業する人にはエールを送り笑顔で送り出したいと思います。その方の大きな貢献や尽力に心から感謝しつつ...

そんな新旧交代の舞台裏で、編集委員が不足してしまい不安になったりもしましたが、正直に不安な気持ちを口にしてみたら、手伝ってくださる方々が集まってくださいました。困った時には助けてくれる人がいるものです。夫婦・親子問題で深く傷付いた私の心に、人の暖かさが沁み渡ります。こんなにも心やさしい方々が、DVの濡れ衣を着せられていることを腹立たしく感じます。

究極に困った時に助けってくれる人が現れる、そんな体験を過去に何度かしたことがあります。

引き離された直後アメリカで子どもの学校を探して歩いた時、3校目の事務局の方が、初めは頑なに「答えられない」とおっしゃいましたが、次第に私の事情に同情して、「This is between you and me, OK?」と言いながら、私から「親でなければ知り得ない子どもの個人情報」を聞き、その情報から、子どもが通う学校を割り出してメモにして、他の職員には内緒で渡してくださいました。

その時にも思いました。本当に大変な時には、神様が救いの手を差し伸べてくださるものだ。

今回「困った！」と声を挙げた時、それぞれとてもお忙しい身でありながらも、「手伝うよ」と手を差し伸べてくださった方々に心から感謝しています。「一人ではないんだ、困った時には助けてくれる人がいるものだ」ということを再認識できました。これからも、健やかな「引き離し」を継続してお届けして参りますので、それぞれの思いの詰まった投稿やレポートを、ぜひお読みくださいませ。(鈴木)